第一級アマチュア無線技士

試験に出る

無線從事者規則

(免許を与えない者)

- **第45条** 法第42条の規定により免許を与えない者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 一 法第 42 条第一号又は第二号に掲げる者(総務大臣又は総合通信局長が特に 支障がないと認めたものを除く。)
 - 二 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により無線 従事者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切 に行うことができない者
- 2 前項(第一号を除く。)の規定は、同項第二号に該当する者であって、総務大臣又は総合通信局長がその資格の無線従事者が行う無線設備の操作に支障がないと認める場合は、適用しない。
- 3 第1項第二号に該当する者(精神の機能の障害により無線従事者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を除く。)が次に掲げる資格の免許を受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、第1項(第一号を除く。)の規定は適用しない。
 - 一 第三級陸上特殊無線技士
 - 二 第一級アマチュア無線技士
 - 三 第二級アマチュア無線技士
 - 四 第三級アマチュア無線技士
 - 五 第四級アマチュア無線技士

(免許の申請)

- 第46条 免許を受けようとする者は、別表第十一号様式(省略)の申請書に次に 掲げる書類を添えて、総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。 ただし、無線従事者の免許を受けていた者が、当該免許を取り消された後に再 免許の申請を行うときは、第一号(その後氏名に変更を生じた場合を除く。) 及び第四号から第六号までの書類の添付を要しない。
 - 一 氏名及び生年月日を証する書類
 - 二 医師の診断書(第45条第1項第二号に該当する者(同条第3項の規定により同条第1項(第一号を除く。)の規定を適用しない者を除く。)が免許を受けようとする場合であって、総務大臣又は総合通信局長が必要と認めるときに限る。)
 - 三 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦30ミリメートル、横24ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものとする。第50条において同じ。)1枚
 - 四 法第 41 条第 2 項第二号に規定する認定を受けた養成課程の修了証明書等 (同号に該当する者が免許を受けようとする場合に限る。)

五~七 (省略)

2 (省略)

(免許証の交付)

- 第47条 総務大臣又は総合通信局長は、免許を与えたときは、別表第十三号様式 (省略)の免許証を交付する。
- 2 前項の規定により免許証の交付を受けた者は、無線設備の操作に関する知識 及び技術の向上を図るように努めなければならない。

(免許証の再交付)

- 第50条 無線従事者は、氏名に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、別表第十一号様式 (省略)の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出 しなければならない。
 - 一 免許証(免許証を失った場合を除く。)
 - 二 写真1枚
 - 三 氏名の変更の事実を証する書類(氏名に変更を生じたときに限る。)

(免許証の返納)

- 第51条 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた 目から 10 日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければ ならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とす る。
- 2 無線従事者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年 法律第二百二十四号)による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、遅滞なく、 その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。